

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります ⑦



通知カードを送付

住民票を有する方へ、個人番号を記載した通知カードを世帯ごとに 10 月下旬から 11 月下旬にかけて、簡易書留で送付します。

地方公共団体情報システム機構から順次発送するため、お手元に届くまでの日数に地域差があります。

個人番号カードの申請

個人番号カードの交付を希望する方は、通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、返信用封筒に入れて送付してください。

（2 ページ目参照…上部分を切り離し、下部分を記入の上、返信用封筒にて送付してください）

詳しくは、同封されている説明書をご覧ください。

問合せ 個人番号カードコールセンター 電話 0570 (783) 578

不審な電話などにご注意を

マイナンバー制度の開始に便乗して「口座番号を教えてください」「マイナンバー制度が始まると新しいパソコン回線が必要になる」など、不審な電話やメール、訪問などの事案が発生しています。不審な電話には十分ご注意ください。

問合せ 内閣府マイナンバー制度コールセンター
（平日の午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分）
電話 0570 (20) 0178（日本語対応）
電話 0570 (20) 0291（外国語対応）



切り取る

個人番号カード交付申請書
※ 電子証明書の付与申請書

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号

申請書ID: 1234 5678 9012 3456 7890 123

氏名: 花子

住所: 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号

生年月日: 平成30年3月31日 | 性別: 女

交付申請書ID: 10000019 01/01
3190110000019#

顔写真貼付欄
サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

申請書ID: 〇〇 〇〇 〇〇

申請者氏名 (右側): 〇〇

貼付方法: 裏面に貼付 (不要) 両面に貼付 (電子証明書付与時)

注意事項:

- 貼付した写真、顔写真が本人であることを確認し、本人確認のために、本人確認官に提出する必要があります。
- 顔写真のサイズは縦4.5cm×横3.5cmです。
- 顔写真の背景は白または淡い色で、顔が正面を向くようにしてください。
- 顔写真の撮影は、本人確認官の指示に従ってください。
- 顔写真の貼付は、本人確認官の指示に従ってください。

申請者氏名	〇〇	本人確認官	〇〇
申請者住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号	申請者印	〇〇

【おもて面】

【うら面】